

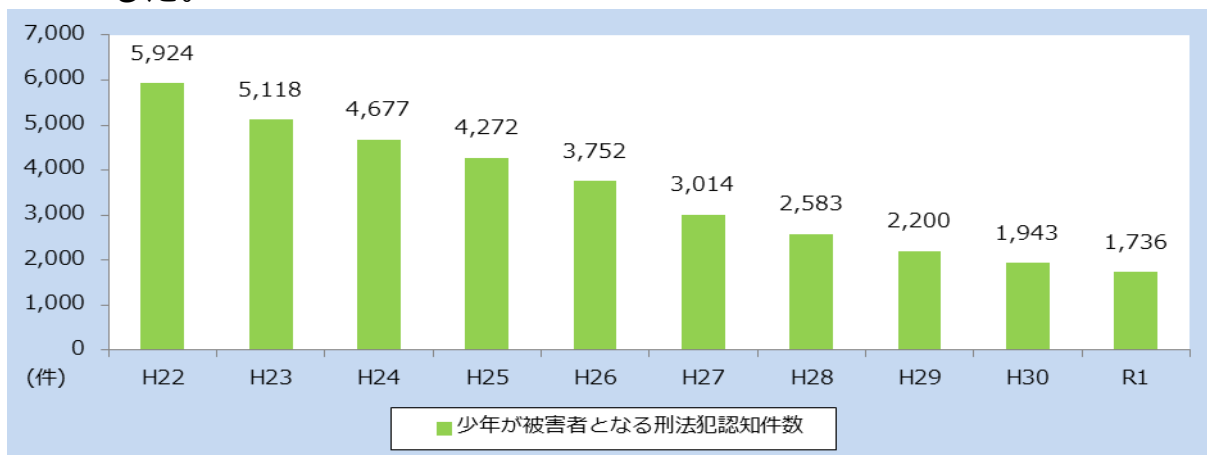
第7 少年の犯罪被害

POINT!

- 少年が被害者となった刑法犯認知件数1,736件のうち、**79.9%**が窃盗犯被害
- 児童虐待（の疑いある）事案の認知件数は**1,170**件で**過去最多を更新**
- 児童虐待（の疑いある）事案により児童相談所へ通告した人数は**1,550**人で**過去最多を更新**
- 児童虐待事件での保護者の検挙件数、被害児童数はいずれも前年から**減少**

1 犯罪被害の推移

- 刑法犯認知件数のうち、少年が被害者となった事件は減少が続いており、令和元年中は1,736件で、前年に比べ207件(10.7%)**減少**しました。
- 少年が被害者となった事件1,736件のうち、窃盗犯被害によるものが1,387件で、全体の79.9%を占めました。
- 性犯罪被害の認知件数は50件で、前年に比べ9件(15.3%)**減少**しました。



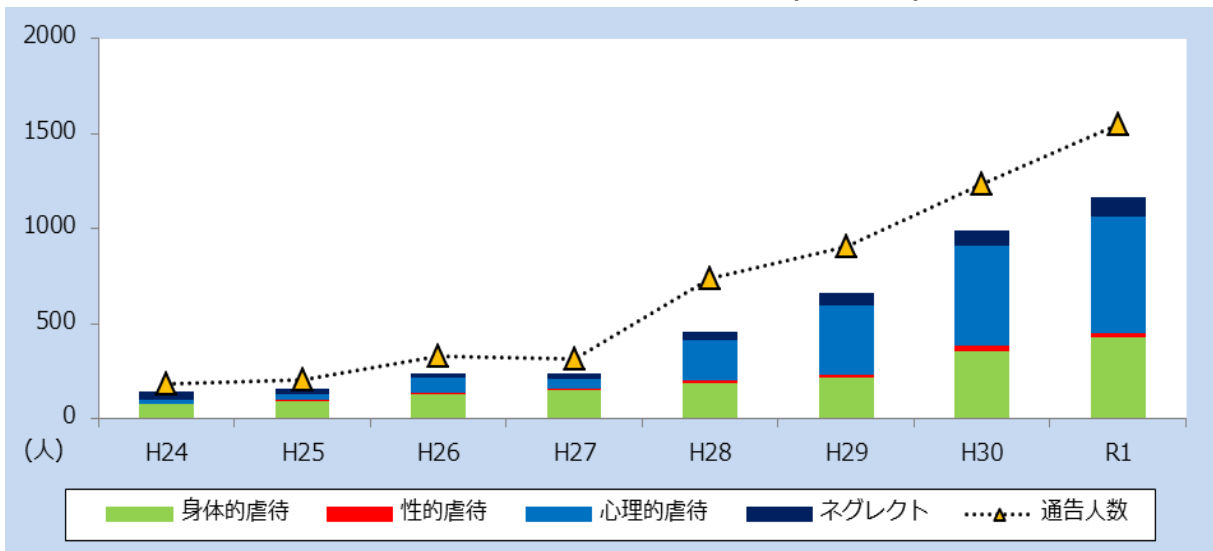
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年比	増減率
	刑法犯認知件数	41,312	38,447	36,873	35,055	30,502	29,085	26,607	24,809	22,550		
うち少年被害	5,924	5,118	4,677	4,272	3,752	3,014	2,583	2,200	1,943	1,736	-207	-10.7%
凶悪犯	25	15	22	17	5	19	17	17	21	18	-3	-14.3%
粗暴犯	429	330	361	280	315	279	283	221	241	205	-36	-14.9%
窃盗犯	4,889	4,281	3,882	3,608	3,105	2,473	2,046	1,750	1,517	1,387	-130	-8.6%
その他	581	491	412	367	327	243	237	212	164	126	-38	-23.2%
性犯罪被害	85	79	98	70	82	60	93	78	59	50	-9	-15.3%

注 性犯罪被害とは、強制性交等及び強制わいせつの被害をいい、強制性交等は凶悪犯、強制わいせつはその他に含まれます。

2 児童虐待(の疑いある)事案

(1) 認知・通告状況の推移

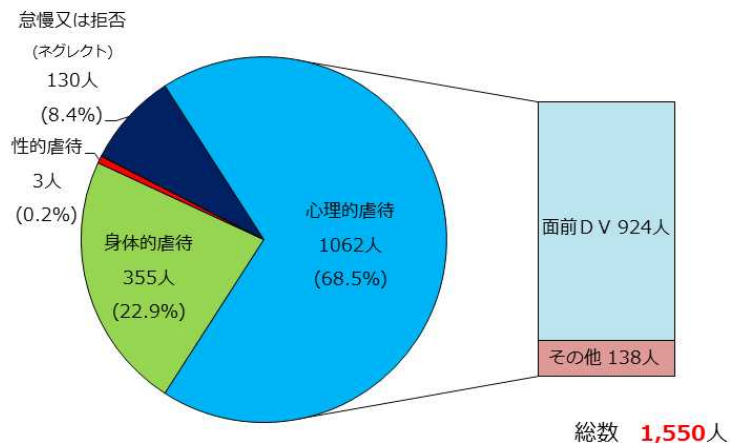
- 児童虐待(の疑いある)事案の認知件数は平成28年から増加が続いており、令和元年中は1,170件で、前年に比べ177件(17.8%)増加しました。
- 児童虐待(の疑いある)事案により児童相談所へ通告した人数は、令和元年中は1,550人で、前年に比べ313人(25.3%)増加しました。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年比	増減率
	認知件数	142	160	238	236	460	661	993	1170	177
身体的虐待	78	96	131	151	191	221	356	428	72	20.2%
性的虐待	1	6	4	7	10	13	32	22	-10	-31.3%
心理的虐待	25	27	79	55	212	360	524	617	93	17.7%
怠慢又は拒否(ネグレクト)	38	31	24	23	47	67	81	103	22	27.2%
通告人数	182	207	330	317	739	906	1,237	1,550	313	25.3%

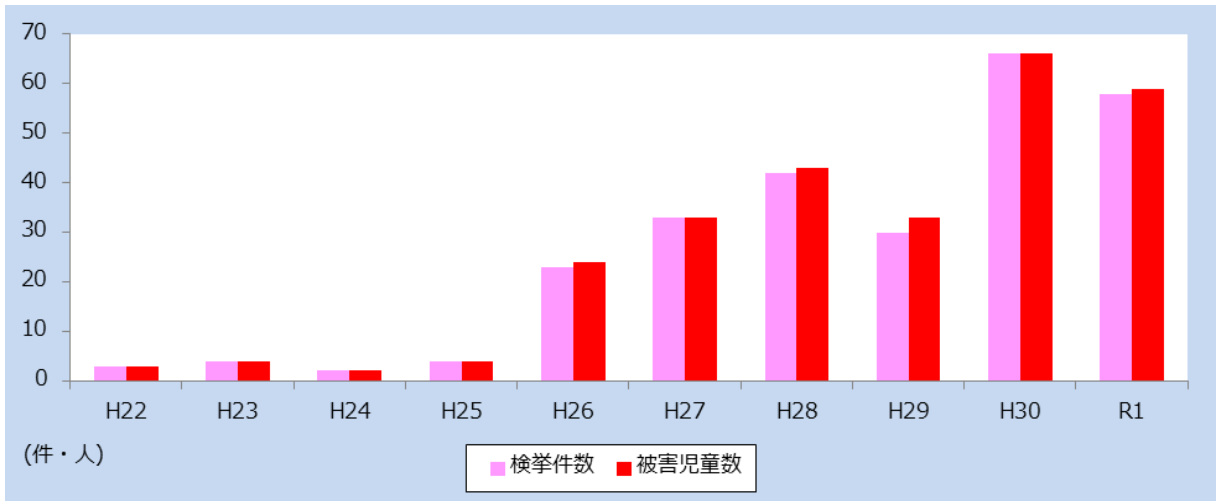
(2) 態様別通告状況

児童相談所への通告態様別人員は、心理的虐待が1,062人で最も多く、全体の68.5%を占め、1,062人のうち924人が面前DVによる通告でした。



(3) 児童虐待事件の検挙状況

- 令和元年中における児童虐待事件での保護者の検挙件数は58件で、前年に比べ8件(12.1%)**減少**しました。
- 令和元年中における児童虐待事件の被害児童数は59人で、前年に比べ7人(10.6%)**減少**しました。



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年比	増減率
	検挙件数	3	4	2	4	23	33	42	30	66	58	-8
身体的虐待	3	3	2	1	21	31	36	24	51	50	-1	-2.0%
性的虐待	0	1	0	3	2	2	6	4	15	7	-8	-53.3%
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	-
怠慢又は拒否 (ネグレクト)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	±0	-
被害児童数	3	4	2	4	24	33	43	33	66	59	-7	-10.6%
死亡児童数	1	1	0	0	0	0	0	5	1	1	±0	-



児童虐待とは？

児童（18歳未満の者）に対し、保護者（児童を現に監護している者）が身体的又は性的な暴力を振るったり、乱暴な言葉で罵倒したり、監護を放棄したりすること等をいいます。

最も多い「心理的虐待」には、配偶者への暴力等を児童の面前で行う行為（面前DV）によって、児童に心理的な傷を負わせる行為も含まれています。

茨城県では、平成30年1月1日から、県内の児童相談所に対応した全ての案件の概要が県から警察に情報提供され、警察は提供された事案に関する加害者の逮捕や釈放に関する情報を県に提供するという、全国初となる取組を開始し、児童虐待被害の未然防止と、被害の深刻化の抑止に努めています。